

## 香川県保険者協議会健康資材貸出手順

### 1 (目的)

保険者ならびに事業所が実施する加入者や従業員の健康づくり活動を支援するための健康資材の貸出の手続きに必要な事項を定める。

### 2 (貸出資材)

貸出資材は、次のとおりとする。

- (1) 紙媒体 紙芝居 「生活習慣改善チャレンジ教室」「①減量」「②食事」
- (2) 電子媒体 (CD) 「生活習慣改善チャレンジ教室」「①減量」「②食事」
- (3) パネル 食事編 2 枚
- (4) パネル 運動編 5 枚

### 3 (貸出)

貸出を受けようとする保険者等は、(様式1)を香川県医務国保課国民健康保険室又は香川県保険者協議会事務局(香川県国民健康保険団体連合会)に送付し、申請を行う。申請の変更又は取消しを行うときは、(様式2)を提出する。

### 4 (貸出資材の受け渡し及び返却)

貸出資材の受け渡し及び返却は申請先とする。

### 5 (貸出期間)

貸出期間は、原則として14日間以内とする。ただし、これを超える場合は、予め申請の際に申し出るものとする。他の保険者等の予約状況によっては、この限りではない。

### 6 (転貸の禁止)

使用者は、貸出を受けた資材を無断で他へ転貸してはならないものとする。

### 7 (賠償責任)

使用者は、貸出を受けた健康資材を重大な過失によって亡失又は毀損した場合は、これを賠償しなければならないものとする。

### (附則)

この手順は令和5年6月30日より施行するものとする。